

古河市職員ワークライフバランス推進計画について

1 策定の目的

古河市役所では、様々なライフスタイルを持つ全ての職員が仕事と生活の調和を図ることができる環境が必要不可欠であるとの認識から、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「特定事業主行動計画」を一体的に策定し、平成 28 年度から令和 2 年度において取組を実施してきました。令和 3 年度以降も取組を継続していくため、「特定事業主行動計画」を「古河市職員ワークライフバランス推進計画」と名称を改め策定しました。

2 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

3 推進体制

職員課が計画の主体として、実施状況の把握や課題の解決等に必要な措置を行い、本計画を推進していきます。また、毎年少なくとも一回、前年度の取組み状況や目標に対する実績等をホームページに公表します。

4 計画概要

全職員がその健康を維持し、意欲と能力を最大限発揮しながら効率的に働くことができるようにするため、以下の取組を実施します。そして、職員が意欲と能力の向上を発揮できる職場環境作りを進め、組織力の向上を図ります。

①ワークライフバランスを推進するための目標と取組

目 標	年次休暇取得日数	: 14 日
	育児休業取得率	: 男性 30%/女性 100%
	出産補助休暇と男性の育児参加のための休暇取得率	: 100%
取組内容	長時間労働の是正等に向けた取組 仕事と家庭の両立支援に関する取組 働きやすい職場環境の構築に向けた取組	

②女性活躍を推進するための目標と取組

目 標	管理職に占める女性の割合	: 30%
取組内容	女性職員の活躍を推進するための取組	

5 根拠法令

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）